

令和3年度 富士市市民温暖化対策事業費補助金 手引き

省エネルギー住宅への改修（第1版）

＜令和2年度からの変更点＞

- 国等の補助制度との併用が可能となりました。
- 高効率給湯設備、LED照明設備は補助対象外となりました。
- 断熱窓の改修要件が、居室及び非居室のいずれも1室以上となりました。

＜補助金制度の概要＞

対 象 者	市内の自ら居住する既存住宅（居住予定含む）に以下の改修を実施する方で、 <u>市税を完納している方</u> 。 ※本補助制度において「省エネルギー住宅への改修」に関する補助金交付は、住宅一棟あたり1回限りです。
要 件	居室及び非居室のいずれも1室以上において、表1「断熱窓改修基準」（2ページ）を満たす窓※ ₁ に改修するもの。 ※ ₁ 既存の窓が、表2「既存設備の要件適用基準」（2ページ）を満たしている場合は、「断熱窓改修基準」を満たしたものとみなす。（改修不要）
補 助 金 額	改修した窓の面積に応じた補助金額を合算した額または改修に要した費用の額のいずれか低い額。（上限5万円、下限2万円※ ₂ ） 窓1箇所あたり8千円～1.5万円（窓の面積による） ※ ₂ 補助金額の合計が2万円未満となる場合は、補助対象外です。
	＜富士市補助金等交付規則＞ 第2条 補助金等は、市長が必要と認める事務又は事業を行うものに対して予算の範囲内において、 <u>その施行に必要な経費の全部又は一部について</u> 交付する。
申 請 の 流 れ	①事業計画書の提出・・・ <u>着工前</u> に提出 ↓ ・市から計画承認通知が届いた後、事業着手 ②交付申請書の提出・・・事業完了後、完了報告期限までに提出
計 画 書 の 受 付 期	令和3年4月1日（木）から令和4年2月10日（木）まで
完 了 報 告 期 限 （ 交 付 申 請 書 の 提 出 ）	事業完了から1か月以内または <u>令和4年3月31日（木）</u> の早い方 完了とは、設置、支払い、住所移転等が全て終了することをいいます。 報告期限を超過した場合、補助金交付は原則できませんのでご注意ください。
交 付 の 条 件	・クールチョイスに賛同し、クールチョイス22に取り組んでいただきます。 （クールチョイス賛同書を交付申請時に提出していただきます。）
備 考	国等の補助金と併用できます。（市の同趣旨の補助金との併用はできません。）
提 出 先 問 い 合 わ せ 先	富士市役所（10階）環境部 環境総務課 環境政策担当 電話：0545-55-2901、ファクス：0545-51-0522 メール： ka-kankyousoumu@div.city.fuji.shizuoka.jp

1 要件

市内に自らが居住する（居住予定含む）既存住宅について、居室及び非居室のいずれも 1 室以上の窓を、「断熱窓改修基準」（表 1）を満たす窓に改修するもの。

ただし、既存の窓が、「既存設備の要件適用基準」（表 2）に該当する場合は、「断熱窓改修基準」を既に満たしたものとして扱う。

表 1 「断熱窓改修基準」

改修する室		必須要件	要件となる基準
居室※		○ 1 室以上 (利用頻度の高い居室※ 1 室を含むこと)	外気に接する窓について、次のいずれかの基準を満たす断熱窓に改修するもの。(面積が 0.2 m ² 未満の窓は対象外) ※間仕切り壁や扉等がなく、空間的に連続する場合は 1 室とみなす。
			(1)窓改修 サッシ及びガラスを交換するもので(カバー工法含む)、熱貫流率の基準値が 2.33 以下であるもの
			(2)内窓の 複層ガラスで樹脂又は木製サッシの内窓を新たに設置するもの
非居室	トイレ・洗面室・浴室	○ いずれか 1 室以上	居室と同じ要件
	上記以外	●	

※「居室」とは、建築基準法第 2 条第 4 項に定義されている室を言う。

○・・・導入が必要なもの。(既存の窓が「既存設備の要件適用基準」を満たす場合は改修不要)

●・・・今回の改修と同時導入の場合は、補助対象とするもの。

表 2 「既存設備の要件適用基準」

対象の室		要件適用基準
居室	1 室以上 (利用頻度の高い居室※ 1 室を含むこと)	外気に接する窓全て※ ₃ が、次のいずれかの要件を既に満たしていること。 ①「金属と樹脂の複合サッシ」又は「金属と木の複合サッシ」で、複層ガラスのもの。 ②樹脂又は木製サッシの内窓が取り付けられているもの。
非居室のうち ・トイレ ・洗面室 ・浴室	いずれか 1 室以上	
	全ての室	外気に接する窓（面積が 0.2 m ² 以上）が無いこと。

※₃ 次の窓については改修の必須要件としないが、同時に改修する場合は補助対象に含める。

・勝手口ドア、テラスドア、換気小窓、換気を目的としたジャロジー窓。

「換気小窓」とは、建具に組み込まれ、建具を閉めた状態で換気を行うことができるもの。

2 補助金額 <上限 5 万円、下限 2 万円>

改修する窓の面積に応じた補助金額に、改修箇所数を乗じた額を合算した額、または、改修に要した費用の額のいずれか低い額を交付。

(交付の額が 2 万円未満の場合は補助対象外)

窓の面積	補助金額	備考
面積・大 (2.8 m ² 以上)	1 万 5 千円／箇所	サッシ枠の枠外寸法の窓面積により、大中小と区分する(面積が 0.2 m ² 未満の窓は対象外)
面積・中 (1.6 m ² 以上 2.8 m ² 未満)	1 万円／箇所	
面積・小 (0.2 m ² 以上 1.6 m ² 未満)	8 千円／箇所	

3 他の補助金との併用について

国等の補助金と併用できます。

ただし、市による補助金で、同一の設備を補助対象としている場合は併用できません。

4 計画書の受付期間と受付件数

①受付期間 <令和3年4月1日（木）から令和4年2月10日（木）まで>

②予算額 <予算額 550万円の範囲内>
「蓄エネルギー設備の導入」・「省エネルギー住宅への改修」事業の合算額

③受付方法

提出のあった順に受け付けます。ただし、郵送の場合は、到着した日の最後に受け付けるものとし、複数の提出があった場合は、抽選で順番を決定するものとします。

5 計画書の提出

工事着手の2週間ほど前までに、次の書類を提出してください。

書類	詳細
(1)事業計画書	様式1に必要事項を記入してください。【記入例参照】
(2)見積書	改修する窓について、設備費、工事費がわかるもの。
(3)改修設備一覧・補助金計算書	改修する断熱窓の仕様について詳細を記載してください。また、補助金申請予定額を算出してください。 ※既存設備要件適用基準に該当する場合についてもその旨記入。
(4)仕様書 (カタログのコピー等)	改修する窓について、ガラスの仕様（ガラスの種類（Low-E ガラス 複層等））とサッシの仕様（樹脂製等）、熱貫流率がわかるもの。
(5)実施箇所のわかる 図面	平面図 窓の改修場所を明記すること。（書き込みで可）
(6)改修前の写真	改修前の窓の全景写真、ガラスとサッシのアップ写真（窓のコーナ一等）。いずれも居室内から撮影。 ※改修する窓・既存設備要件適用基準対象のものどちらも提出
(7)宣誓書及び同意書	市の同趣旨の補助金と併用していないこと。

6 補助金交付申請書の提出

事業完了後1か月以内または令和4年3月31日までのいずれか早い日までに、次の書類を提出してください。

書類	詳細
(1)交付申請書	計画承認通知と一緒に送付します。 様式に必要事項を記入してください。
(2)領収書の写し及び 請求内訳書の写し	設備費と工事費の領収書のコピーを添付してください。 請求内訳書については、見積書から変更があった場合は添付してください。
(3)事業実施後の写真	窓全体の写真、ガラスのコーナー（複層ガラス・内窓であることがわかるもの）の拡大写真
(4)住所確認書類	運転免許証、旅券、住民票写し（発行から3カ月以内のもの）、健康保険証、マイナンバーカード（表面のみ）のいずれかをコピーしたものなど。
(5)市税（市民税、固定 資産税、軽自動車税 等）の完納証明書 ※発行から3ヶ月以内のもの 発行日に注意してください。	富士市在住の方⇒市役所3階収納課で交付を受けることが出来ます。 市外在住の方⇒お住まいの自治体にお問い合わせください。 完納証明書の発行を行っていない自治体の場合は、令和2年度の納税証明書（市町村民税）を添付してください。
(6)クールチョイス 賛同書	温暖化対策に資する取組みの実施に賛同していただきます。賛同書は計画承認通知と一緒に送付します。
(7)案内図	案内図は、対象住宅の位置がわかる地図を提出してください。

※訂正時は訂正印の押印をお願いします

様式 1 (第 4 関係)

市民温暖化対策事業計画書

令和 3 年 4 月 10 日

(宛先) 富士市長

提出者	ふりがな	ふじ たろう	電話番号	090-××××-××××
	氏名	富士 太郎 印 自署の場合、押印不要		平日の日中に連絡のとれる番号
	現住所	(〒417-8601) 富士市永田町 1-100		

市民温暖化対策事業計画を次のとおり提出します。

実施場所	(〒417-8601) 富士市 永田町 1-100			
実施項目 (該当するものを囲む)	1 省エネルギー住宅の改修 2 蓄エネルギー設備の導入			
導入設備名称・型式等	省エネルギー住宅への改修	「改修設備一覧及び補助金計算書」に詳細を記載すること		
	蓄エネルギー設備の導入	<種類> 1 家庭用蓄電池 2 ビークル・トゥ・ホーム対応型充電設備		
		<メーカー> <型式>		
		<固定価格買取期間> (開始) 年 月 ※本事業の完了報告時に固定価格 買取期間が満了するものに限る (満了) 年 月		
事業期間	着手 令和 3 年 4 月 (上旬・中旬・ <u>下旬</u>)	完了 令和 3 年 6 月 (上旬・ <u>中旬</u> ・下旬)		
(該当するかチェック) 事前確認事項	☒ 富士市内の自ら居住している住宅で実施します。			
	☒ クールチョイスに賛同し、クールチョイス 22 に取り組みます。 (補助金申請時、クールチョイス賛同書をご提出いただきます。)			
	☒ 市町村税に未納付はありません。 (補助金申請時、市町村税の完納証明書をご提出いただきます。)			
	☒ 補助金交付後、富士市から環境情報をお届けすることに同意します。 (補助金申請時、個人情報の利用に同意いただきます。)			
手続代行者	会社名	●●株式会社	担当者名	富士 花子
	住所	(〒417-0000)		
	電話	0545 - ×× - ××××	FAX	0545 - ×× - ××××

手続き代行業者欄は、申請者本人が提出の場合は記入不要です。